

二三千圓に達せるものあり、又フエロタンクスステンも、平時噸三千圓のもの、目下一萬五千圓以外に奔騰せるより、大膽に之れか試験製造に着手する者少からず、而も其の成績意外に良好にして、就中櫻田幸雄氏等の日本電氣製鐵所は、既に

▲二噸の銑鑪 一臺を以て銑鐵、同上二臺を以て鋼鐵を製造し三百キロの電力にて日に十八噸宛市場に出しつゝあり、又た名古屋電燈の製鋼部も寒川恒定氏苦心の結果、工場機械等悉く竣成し、七月より製品を賣出すこととなり、電力一千キロにて合金鐵四五噸特種鋼千四五噸の生産を爲す筈にて、孰れも陸海軍其他各方面より引合續々來り、是等の纏まれる注文にて殆んど手一杯となるへき模様也、尙ほ此外にも合金鐵の製造計畫としては、藤田組か三千キロの動力を以て、從來餘り顧みられざりし硫化鐵鑪の使用に成功せんとしつゝあり、特種鋼は土橋、最も早く安來、米子の各製鋼所孰れも全能力を以て之れか製造に従事し居れるか、是等の能力は全體にて

▲月五噸内外に 過ぎざる模様なれば、前記日本電氣製鐵及び名電製鋼部の營業開始は需要界に多大の便宜を興ふる事となるへし、更に又た我國には水力電氣起工に適する河川は到る所にあり、小鐵山亦た諸所に散在せるか、若し之を從來の如く製鐵所のみにて製造するものとせば、依然鑛石運搬其他に就き非常の手續を要し、到底製鐵事業の勃興

を期すへからざるも、水力電氣を利用する方法發達せんか、其の事業經營に於て十分收支相償ふ事を得べく、殊に其需要は平時と雖も合金鐵、特殊鋼とも五六千噸にては供給尙ほ足らざるに加へ、其の販路も世界的なれば、今後は等の電氣製鐵業は益す有望なると同時に、其事業は漸次勃興するに至るへしと云へり。

●工業試験所の鐵材檢定開始 農商務省直轄工業試験所の擴張新事業たる鐵材檢定は家屋の新築既に完了し、當初米國に注文したる機械十臺も時局の爲め船腹の都合上此程に至り漸く六臺丈到着目下据付中なれば準備出來次第愈事業を開始すべく、檢定能力は約百噸迄にして同試験所は常時試験的檢定を行ふ外希望により民間の檢定申請に應ずる筈なるか、該檢定料は追て勅令を以て公布せらるへし尙同所は右の外電氣化學染織試験材料等をも擴張し準備整頓次第實行の筈なり。

●伊國鋼鐵材生産調節

伊國に於ける鋼鐵其他金屬材生産に對する調節策に關し林大使より左の如く報告ありたり。

本年三月三十日附勅令第三七〇號を以て伊國政府は自國に於て金屬材を製造産出する工場に對し一層嚴重なる監督を施行し其生産を調節する外製造品の分配を爲し、且該金屬材の賣買に關しては政府に於て之を認可すると爲り其價格に關しても亦政府に於て時々之か制定を爲すこと爲れ

り、該勅令は本月四日附を以て報告せるものと相合して金屬材の消費に節約を行ひ以て國防の急務に對し供給の十分ならんことを計る目的に出でたるものにして産業に對する國家の干涉頗る其度を進めたるものあるを見る、該勅令に依れば第一、銅鐵、各種鐵類、鑄鐵、眞鍮、日耳曼銀、黃銅、銅板或は銅線を製造する工場は其製造品處分の自由を有せず陸海軍官廳のための外該製品を賣買し得ること第二、右製品に關しては既に締結済の契約と雖も之か履行は軍需次官の許可を要す、軍需次官は軍用行政用商工用并に一般消費を鑑み右許可を付與し又は之を拒絶す第三、軍需次官は該製産に従事せる工場の生産能力并に現在生産力に顧みて生産を調節按配し且つ各種需要に應ずるため工場に生産の分配を命ずることを得第四、軍需次官は該製品原料品の價格を基礎として定期に其價格を制定することの以上四點を規定せる外、之れか實施上の細則並に處罰に關する諸規定を包含す該勅令全文左の如し。

一九一六年三月三十日附勅令第三七〇號

第一條 戰爭繼續中伊國に於ける銅鐵各種鐵類、鑄鐵、眞鍮、日耳曼銀、黃銅、銅線或は銅板の製作工場は直接陸海軍官廳のために爲す外其名義の如何を問はず其製作品の處分を爲すことを得す

又私人或は法人に對し其製作品の賣買を爲す契約ありとするも軍需次官の許可なきときは之か履行を爲すことを得す但し契約當事者間又は軍事官廳に對する損害賠償請求權は此限にあらす

第二條 本令公布の日より十日以内に右工場監理者は其製作品の賣買契約にして目下進行中のもの及軍に賣渡の義務あるものをも之を軍需次官に届出

軍需次官は左の項目に基き右契約を差止め或は引渡量を減することあるべし

一、軍需並に陸海軍に對する需要

二、鐵道並に公共事業に對する需要

三、商業並に一般消費の必要

第三條 前條規定の目的を以て軍需次官は各工場の製産能力及現在生産出力に鑑み其生産を調節し並に國防及び公共の需要に對し各工場間に其生産の分配を命ずる權能を有す

軍需次官は原料品の價格に鑑み定期に右製産品賣買の基礎たるべき價格を制定す右規定の價格に對し抗議或は訴の申立を爲すを得す

第四條 本令に違反する行爲あるときは三箇月以下の禁錮並に五十リラ以上一萬リラ以下の罰金刑に處せらる

第五條 本令適用より生ずべき爭議に關しては一九一五年六月廿六日附勅令第九九三號第十條を以て決定せらるべし

第六條 陸海軍大臣は本令適用に關する細則を規定す

第七條 本令は其公布の翌日より實施せらる

●八幡製鐵所部長の更迭(五月十九日付)

製鐵所技師工學博士 服部 漸

製鐵所銑鐵部長を免す

製鐵所技師 葛藏 治

製鐵所製鋼部長兼務を命ず

製鐵所銑鐵部長を命ず 製鐵所技師 向井 哲吉

製鐵所技師工學博士 萩原 時次

製鐵所臨時建設部長を命ず

製鐵所工務部長を命ず 製鐵所技師 賴尾 巧

製鐵所鑑査課長を命ず

製鐵所技師 宗像 十郎

●製鐵所留學生規則 政府は本月八日官報(七日附)勅令第百十五號を以て製鐵所外國留學生に關する件を公布